

学校法人信州豊南学園 契附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人信州豊南学園と称する。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を長野県上伊那郡辰野町中山72番地に置く

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- (1) 信州豊南短期大学 言語コミュニケーション学科・幼児教育学科

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5人～7人
- (2) 監事 2人

2 理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。

理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 学長 1人
 - (2) 評議員のうちから評議員会において選任した者 1人～2人
 - (3) 学識経験者のうち理事会において選任した者 3人～4人
- 2 前項第1号及び第2号の理事は、学長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第7条 監事は、この法人の理事、職員（学長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは3親等以内の親族以外の者であつて理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員の任期)

第8条 役員（第6条第1項第1号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員の補充)

第9条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1をこえるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員の解任及び退任)

第10条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき

(4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき

2 役員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

(4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき

(理事長の職務)

第11条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第12条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第13条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第14条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること

- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること
- (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
- (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
- (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
- (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が發せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第 15 条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに發しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

- 9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第13項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもつて、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 13 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第16条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第17条 議長は、理事会の開催の場所（当該場所に存しない役員が理事会に出席をした場合における当該出席の方法を含む。）及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した理事及び監事が署名（電磁的記録により作成される議事録にあっては、電子署名。以下同じ。）若しくは記名押印し、又は議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第18条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、11人～15人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。

- 5 評議員会を招集するには、各評議員及び監事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面又は電磁的方法により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面又は電磁的方法をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第19条 第17条第1項の規定は、評議員会の議事録について準用する。

- 2 議事録には、出席した評議員及び監事が署名若しくは記名押印し、または議長並びに出席した評議員のうちから互選された評議員二人以上及び出席した監事が署名し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(諮問事項)

第20条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (6) 寄附行為の変更
- (7) 合併
- (8) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (9) 寄附金品の募集に関する事項
- (10) その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第 21 条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第 22 条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) この法人の職員で理事会において推せんされた者のうちから、評議員会において選任した者 4 人～5 人
- (2) この法人の設置する学校を卒業した者で年齢 25 歳以上のもののうちから、理事会において選任した者 1 人～2 人
- (3) 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6 人～8 人

2 前項第 1 号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第 23 条 評議員の任期は、4 年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることがある。

(評議員の解任及び退任)

第 24 条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき
 - (2) 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき
- 2 評議員は次の事由によって退任する
- (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡

第 5 章 資産及び会計

(資産)

第 25 条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第 26 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第 27 条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第 28 条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第 29 条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第 30 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 31 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、5 年以上 6 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 32 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該 会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 33 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を 求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 34 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

（情報の公表）

第 35 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

- (1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をしたとき 寄附行為の内容
- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第 36 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第 37 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第 38 条 この法人の会計年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終るものとする。

第 6 章 解散及び合併

（解散）

第 39 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産
- (5) 文部科学大臣の解散命令

2 前項第1号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認可を、同項第2号に掲げる事由による解散にあっては文部科学大臣の認定を受けなければならぬ。

(残余財産の帰属者)

第40条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の3分の2以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第41条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第42条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第43条 この法人は、第34条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に各事務所に備えて置かなければならない。

- (1) 役員及び評議員の履歴書
- (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひよう書類
- (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、信州豊南短期大学の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第45条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第46条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において

て準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第 47 条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附則 1 この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 6 年 4 月 1 日）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事（理事長	石坂 良嗣
理事	上田 渡
理事	白井 朗
理事	村上 喜信
理事	加島 範久
監事	大賀 喜夫
監事	堀田 喜隆

経費の見積り及び資金計画を記載した書類

設置経費及び経常経費並びにその支払い計画を記載した書類									
区分	年 度		年度	開設年度の前年度	開設年度	年度	年度	年度	合 計
	分	度							
設置経費	校 地 (うち造成費)		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	施	基 準 内							
	設	基 準 外							
	設	図 書							
	備	教 具							
	設	校 具							
	備	備 品							
小 計									
新設校の開設年度の経常経費									
合 計									

該当なし

既設校から 転用	施設	基 準 内	千円
		基 準 外	千円
	設備	図 書	千円
		教具・校具・備品	千円

設置経費及び経常経費の財源の調達方法を記載した書類		
区分	財源充当額	財源の調達方法
○○引当特定資産		
△△引当特定資産		
現金預金		
有価証券		該当なし
申請年度の寄附金収入		
合計		

財産目録総括表

年度 科 目	令和3年度末 (開設年度から3年前の年度)		令和4年度末 (開設年度の前々年度)		申請時 (令和5年3月1日)	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
一 基本財産						
1 土地(団地別)						
校地	m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円
計	m ²	千円	m ²	千円	m ²	千円
2 建物						
(1)校舎						
(2)図書館						
計						
3 機器備品						
4 図書						
5 車両						
6 その他						
二 運用財産						
1 預貯金、現金						
2 特定資産						
3 有価証券						
三 負債額						
1 固定負債						
(1)長期借入金						
(2)学校債						
(3)長期未払金						
(4)退職給与引当金						
(5)その他						

信州豊南学園は
該当なし

年 度 科 目	令和3年度末 (開設年度から3年前の年度)	令和4年度末 (開設年度の前々年度)	申請時 (令和5年3月1日)
2 流動負債	千円	千円	千円
(1)短期借入金	千円	千円	千円
(2)1年以内償還予定学校債	千円	千円	千円
(3)未払金	千円	千円	千円
(4)前受金	千円	千円	千円
四 基本財産+運用財産	千円	千円	千円
五 純資産(四-三)	千円	千円	千円
総負債(三)-前受金 × 100	%	%	%
総資産(四)			

(注)

- 1 開設年度の初日前3年以内の各会計年度末日又は申請時点の財産目録に基づいて作成すること。
- 2 校地の再評価を行う場合には、評価額及び再評価後の負債率、設置経費及び開設年度の経常経費に借入金を充てる場合には、借入金額及び借入金を含めた負債率を欄外に記入すること。

学校法人豊南学園
財産目録総括表

科 目	年 度	令和3年度末 (開設年度の前々年度)		令和4年度末 (開設年度の前々年度)		申請時 (令和5年3月31日)	
一 基本財産		6,681,750千円		6,611,195千円		6,611,195千円	
1 土地(団地別)							
校地 長野県上伊那郡辰野町		99,469m ²	432,730千円	99,469m ²	432,730千円	99,469m ²	432,730千円
校地 東京都豊島区		7,923m ²	1,650,980千円	7,923m ²	1,650,980千円	7,923m ²	1,650,980千円
校地 埼玉県富士見市・志木市		22,761m ²	235,374千円	22,761m ²	235,374千円	22,761m ²	235,374千円
計		130,154m ²	2,319,083千円	130,154m ²	2,319,083千円	130,154m ²	2,319,083千円
2 建 物							
(1)校舎		21,378m ²	3,716,128千円	21,651m ²	3,693,574千円	21,651m ²	3,693,574千円
(2)図書館		515m ²	千円	515m ²	千円	515m ²	千円
計		21,893m ²	3,716,128千円	22,166m ²	3,693,574千円	22,166m ²	3,693,574千円
3 機器備品		6,173点	146,237千円	6,254点	156,882千円	6,254点	156,882千円
4 図書		80,680冊	242,152千円	81,095冊	243,162千円	81,095冊	243,162千円
5 車両		6台	3,324千円	6台	1,908千円	6台	1,908千円
6 その他			254,826千円		196,586千円		196,586千円
二 運用財産		1,896,368千円		1,877,868千円		1,877,868千円	
1 預貯金、現金		304,557千円		547,829千円		547,829千円	
2 特定資産		1,496,000千円		1,296,000千円		1,296,000千円	
3 有価証券		0千円		0千円		0千円	
4 その他		95,811千円		34,039千円		34,039千円	

三 負債額	1,282,097千円	1,156,191千円	1,156,191千円
1 固定負債	900,333千円	837,758千円	837,758千円
(1)長期借入金	757,507千円	704,203千円	704,203千円
(2)学校債	0千円	0千円	0千円
(3)長期未払金	29,060千円	20,343千円	20,343千円
(4)退職給与引当金	113,766千円	113,212千円	113,212千円
(5)その他	0千円	0千円	0千円
2 流動負債	381,764千円	318,433千円	318,433千円
(1)短期借入金	54,554千円	54,554千円	54,554千円
(2)1年以内償還予定学校債	0千円	0千円	0千円
(3)未払金	96,174千円	54,749千円	54,749千円
(4)前受金	159,085千円	161,795千円	161,795千円
(5)その他	71,951千円	47,335千円	47,335千円
四 基本財産＋運用財産	8,578,118千円	8,489,063千円	8,489,063千円
五 純資産(四一三)	7,296,021千円	7,332,872千円	7,332,872千円
総負債(三)－前受金	13.09%	11.71%	11.71%
× 100			
総資産(四)			

(注)

- 1 開設年度の初日前3年以内の各会計年度末日又は申請時点の財産目録に基づいて作成すること。
- 2 校地の再評価を行う場合には、評価額及び再評価後の負債率、設置経費及び開設年度の経常経費に借入金を充てる場合には、借入金額及び借入金を含めた負債率を欄外に記入すること。

(5) 貸借対照表

該 当 な し

事 業 計 画 及 び こ れ に 伴 う 予 算 書

事 業 計 画

1 施設又は設備の整備計画

年 度	事 項	事業規模等	事 業 費	財 源	実 施 時 期	備 考
令和5年度			「該当なし」			
令和6年度			「該当なし」			
令和7年度			「該当なし」			

事業計画及びこれに伴う予算書

事業計画

1 施設又は設備の整備計画

年度	事項	事業規模等	事業費	財源	実施時期	備考
令和5年度			「該当なし」			
令和6年度			「該当なし」			
令和7年度			「該当なし」			

2 その他の主要な事業計画

年度	事項	概要
令和5年度		「該当なし」
令和6年度	学生募集強化	前設置者である豊南学園時代から実施している学生募集強化策の継続推進。具体的には、①スクールバス運行②高校訪問専従者による高校訪問③留学生の受け入れ強化④通信制高校へのアプローチ強化、等の実施
令和7年度	同上	同上

(注)

- 1 「1 施設又は設備の整備計画」の表には、施設又は設備に係る主な事業計画を年度ごとに記入すること。
- 2 「1 施設又は設備の整備計画」の表中、「事項」の項には、整備に係る施設又は設備の名称及び事業内容の総称を、「事業規模等」の項には、施設の構造、面積及び場所又は設備の数量等を、「事業費」の項には、建築又は取得等に要する所要経費を、「財源」の項には、所要経費に充当する主な財源内訳を、「実施時期」の項には、施設の着工及び完成予定期限又は設備の取得時期を、「備考」の項には、整備に係る学部、学科等を、それぞれ記入すること。
- 3 「2 その他の主要な事業計画」の表には、施設又は設備の整備計画以外の主要な事項について年度ごとに記入すること。

収支予(決)算書

(一) 資金収支予(決)算書
令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで

収入の部

(単位 円)

科目	部門						総額
	学 生 授 入 (何)	生 徒 業 学	等 納 料 金	付 金 収 入	収 入 入	入 入	
手 入 (何)	数 学	検 定	料 料	収 収	入 入		
寄 付 (何)	特 別	付 寄	金 金	収 付	入 入		
そ の 他 (何)	の の 引 当 特 定 資 産 取 崩 收 入						
資 金 期 前 (何)	收 入	入	調 未	整 收	勘 前	定 入	金 金
前 年 度 (何)	繰 度	越 度	支 度	払 度	資 度	金 金	
収 入 の 部 合 計							

当該年度は該当なし

支出の部

(単位 円)

科目	部門						総額
	人件費	旅費	支賃費	支給費	出費	出費	
人教職(何)育消光(何)	教員研耗熱	研究品水	経費費	費支支	出支支	出支支	
その他貸手(何)	付形債	他金債務	支支	払支	支支	出支支	
[資定期(何)]	予支	備出	調未	整支	費払]勘定金	
翌年	年度	繰越	支	払	資	金	
支出の部合計							

(二) 事 業 活 動 収 支 予 (決) 算 書
 令和5年4月1日から
 令和6年3月31日まで

(単位 円)

科目		部門						総額	
教育活動収支	収入	学生生徒等納付金							
		授業料							
		入学金							
		(何)							
		手数料							
	支出	入学検定料							
		(何)							
教育活動収入 計									
教育活動外収支	収入	人件費							
		教員人件費							
		(何)							
		教育研究経費							
		消耗品費							
	支出	(何)							
		教育活動支出 計							
教育活動収支差額									
教育活動外収支	収入	受取利息・配当金							
		第3号基本金引当特定資産運用収入							
		(何)							
	支出	教育活動外収入 計							
		借入金等利息							
		借入金等利息							
		(何)							
教育活動外支出 計									
教育活動外収支差額									
経常収支差額									

特 別 収 支	収 入	資産売却差額 (何) その他の特別収入 (何)						
		特別収入 計						
特 別 支 出	支 出	資産処分差額 有姿除却等損失 (何) その他の特別支出 (何)						
		特別支出 計						
		特別支出差額						
[予備費]								
基本金組入前当年度収支差額								
基本金組入額合計								
当年度収支差額								
前年度繰越収支差額								
基本金取崩額								
翌年度繰越収支差額								

(参考)

事業活動収入 計							
事業活動支出 計							

(注)

- 各表の「科目」の項については、それぞれ学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の資金収支計算書（同基準第一号様式）及び事業活動収支計算書（同基準第五号様式）の科目に準じて記入すること。
- 各表の「部門」の欄については、学校法人会計基準第13条第1項に基づき区分すること（3～5の場合を除き、学部等に区分することを要しない。）。
- 大学の学部、短期大学の学科又は高等専門学校の学科を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部（学科）及び新設学部（学科）に区分して記入すること。
- 大学の学部の学科を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部（新設学科の属する学部を除く。）、新設学科の属する学科に区分して記入すること。
- 大学院又は大学院の研究科（以下「新設大学院等」という。）を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部（新設大学院等の基礎となる学部（学科を基礎とする場合は、その学科の属する学部）を除く。）、新設大学院等の基礎となる学部（学科を基礎とする場合は、その学科の属する学部）及び新設大学院等に区分して記入すること。
- どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出については、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配分すること。

収支予算書

(一) 資金収支予算書

令和6年4月1日から
平成7年3月31日まで

収入の部

(単位 円)

科目	部門	学校法人	信州豊南短期大学			総額
			言語コミュニケーション学科	幼児教育学科	計	
学生生徒等納付金収入		0	151,935,000	85,286,000	237,221,000	237,221,000
授業料収入		0	106,506,000	56,605,000	163,111,000	163,111,000
入学金収入		0	16,000,000	10,000,000	26,000,000	26,000,000
実習料収入		0	0	3,040,000	3,040,000	3,040,000
施設設備資金収入		0	29,429,000	15,641,000	45,070,000	45,070,000
冷暖房収入		0	0	0	0	0
施設維持収入		0	0	0	0	0
施設拡充資金		0	0	0	0	0
手数料収入		0	2,400,000	1,500,000	3,900,000	3,900,000
入学検定料収入		0	2,400,000	1,500,000	3,900,000	3,900,000
証明手数料収入		0	0	0	0	0
その他の手数料収入		0	0	0	0	0
寄付金収入		1,000,000	0	0	0	1,000,000
補助金収入		0	14,050,000	6,050,000	20,100,000	20,100,000
国庫補助金収入		0	14,000,000	6,000,000	20,000,000	20,000,000
長野県補助金収入		0	50,000	50,000	100,000	100,000
辰野町補助金収入		0	0	0	0	0
0		0	0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0	0
付隨事業・収益事業収入		0	4,000,000	3,000,000	7,000,000	7,000,000
補助活動収入		0	4,000,000	3,000,000	7,000,000	7,000,000
受託事業収入		0	0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0	0
その他の受取利息・配当金収入		0	0	0	0	0

雑収入	0	0	0	0	0	0
私学退職金団体交付金収入	0	0	0	0	0	0
借入金等収入	0	0	0	0	0	0
長期借入金収入	0	0	0	0	0	0
計	1,000,000	172,385,000	95,836,000	268,221,000	269,221,000	
前受金収入	0	20,000,000	14,000,000	34,000,000	34,000,000	
入学金 前受金 収入	0	20,000,000	14,000,000	34,000,000	34,000,000	
施設設備資金前受金収入	0	0	0	0	0	
その他の収入	0	0	0	0	0	0
退職給与引当特定資産取崩収入	0	0	0	0	0	0
減価償却引当特定資産取崩収入	0	0	0	0	0	0
前期末未収入金 収入	0	0	0	0	0	0
貸付金回収 収入	0	0	0	0	0	0
旅行費等預り金 収入	0	0	0	0	0	0
預り金 収入	0	0	0	0	0	0
立替金回収 収入	0	0	0	0	0	0
資金収入調整勘定	-32,000,000	0	0	0	0	-32,000,000
期末 未収入金	-32,000,000	0	0	0	0	0
前期末 前受金	-32,000,000	0	0	0	0	-32,000,000
前年度繰越支払資金(学校法人豊南学園より受入資金)		278,764,966	-70,942,000	207,822,966	207,822,966	
収入の部 合 計	-31,000,000	471,149,966	38,894,000	510,043,966	479,043,966	

支 出 の 部

(単位 円)

科目	部門	学校法人	信州豊南短期大学			総額
			言語コミュニケーション学科	幼児教育学科	計	
人件費支出		11,852,000	120,849,000	89,580,000	210,429,000	222,281,000
教員人件費支出		0	74,958,000	65,955,000	140,913,000	140,913,000
職員人件費支出		2,228,000	45,891,000	23,625,000	69,516,000	74,168,000
役員報酬支出		9,624,000	0	0	0	7,200,000
退職金支出		0	0	0	0	0
教育研究経費支出		0	36,240,000	27,480,000	63,720,000	63,720,000
消耗品費支出		0	1,400,000	1,600,000	3,000,000	3,000,000
光熱水費支出		0	5,000,000	3,000,000	8,000,000	8,000,000
旅費交通費支出		0	500,000	600,000	1,100,000	1,100,000
奨学費支出		0	17,000,000	11,000,000	28,000,000	28,000,000
車輌燃料費支出		0	10,000	10,000	20,000	20,000
福利費支出		0	1,300,000	1,000,000	2,300,000	2,300,000
通信運搬費支出		0	300,000	400,000	700,000	700,000
印刷製本費支出		0	600,000	600,000	1,200,000	1,200,000
出版物費支出		0	1,000,000	1,200,000	2,200,000	2,200,000
修繕費支出		0	50,000	50,000	100,000	100,000
損害保険料支出		0	600,000	400,000	1,000,000	1,000,000
賃借料支出		0	80,000	20,000	100,000	100,000
公租公課支出		0	0	0	0	0
諸会費支出		0	400,000	600,000	1,000,000	1,000,000
報酬委託手数料支出		0	8,000,000	7,000,000	15,000,000	15,000,000
管理経費支出		36,472,000	15,163,000	14,415,000	29,578,000	66,050,000
消耗品費支出		160,000	720,000	720,000	1,440,000	1,600,000
光熱水費支出		480,000	2,250,000	2,070,000	4,320,000	4,800,000
旅費交通費支出		100,000	540,000	360,000	900,000	1,000,000
車輌燃料費支出		50,000	225,000	225,000	450,000	500,000
福利費支出		50,000	225,000	225,000	450,000	500,000
通信運搬費支出		230,000	1,080,000	990,000	2,070,000	2,300,000
印刷製本費支出		0	315,000	315,000	630,000	630,000
出版物費支出		0	90,000	80,000	170,000	170,000
修繕費支出		200,000	900,000	900,000	1,800,000	2,000,000
損害保険料支出		60,000	270,000	270,000	540,000	600,000
賃借料支出		162,000	738,000	720,000	1,458,000	1,620,000
公租公課支出		500,000	0	0	0	500,000
広報費支出		0	7,000,000	7,000,000	14,000,000	14,000,000
諸会費支出		150,000	810,000	540,000	1,350,000	1,500,000
会議費支出		0	0	0	0	0
涉外費支出		130,000	0	0	0	130,000
報酬委託手数料支出		32,200,000	0	0	0	32,200,000
補助活動仕入支出		2,000,000	0	0	0	2,000,000

借入金等利息支出 借入金利息支出	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
借入金等返済支出 借入金返済支出	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
施設関係支出 建物支出	2,000,000 2,000,000	0 0	0 0	0 0	2,000,000 2,000,000
設備関係支出 教育研究用機器備品支出	1,000,000 0	1,500,000 500,000	1,500,000 500,000	3,000,000 1,000,000	4,000,000 1,000,000
管理用機器備品支出 図書支出	1,000,000 0	1,000,000 1,000,000	1,000,000 1,000,000	0 2,000,000	1,000,000 2,000,000
計	51,324,000	173,752,000	132,975,000	306,727,000	358,051,000
資産運用支出 退職給与引当特定資産繰入支出	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
減価償却引当特定資産繰入支出	0	0	0	0	0
その他の支出 長期貸付金支払支出	2,000,000 0	0 0	0 0	0 0	2,000,000 0
前期末未払金支払支出	0	0	0	0	0
旅行費等預り金支出	0	0	0	0	0
預り金支出	0	0	0	0	0
前払金支払支出	0	0	0	0	0
立替金支払支出	0	0	0	0	0
仮払金支払支出	2,000,000	0	0	0	2,000,000
資金支出調整勘定 期末未払金	0	0	0	0	0
前期末 前払金		0	0	0	0
翌年度繰越支払資金	-50,324,000	277,397,966	-108,081,000	169,316,966	118,992,966
支出の部 合計	3,000,000	451,149,966	24,894,000	476,043,966	479,043,966

(二) 事業活動収支予算書

令和6年4月1日から

令和7年3月31日まで

(単位 円)

科目	部門	学校法人	信州豊南短期大学			総額
			言語コミュニケーション学科	幼児教育学科	計	
収入	学生生徒等納付金	0	151,935,000	85,286,000	237,221,000	237,221,000
	授業料	0	106,506,000	56,605,000	163,111,000	163,111,000
	入学金	0	16,000,000	10,000,000	26,000,000	26,000,000
	実習料	0	0	3,040,000	3,040,000	3,040,000
	施設設備資金	0	29,429,000	15,641,000	45,070,000	45,070,000
	冷暖房	0	0	0	0	0
	施設維持	0	0	0	0	0
	施設拡充資金	0	0	0	0	0
	手数料	0	2,400,000	1,500,000	3,900,000	3,900,000
	入学検定料	0	2,400,000	1,500,000	3,900,000	3,900,000
	証明手数料	0	0	0	0	0
	その他の手数料	0	0	0	0	0
	寄付金	1,000,000				1,000,000
	経常費等補助金	0	14,050,000	6,050,000	20,100,000	20,100,000
	国庫補助金	0	14,000,000	6,000,000	20,000,000	20,000,000
	長野県補助金	0	50,000	50,000	100,000	100,000
	辰野町補助金	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
付隨事業収入	付隨事業収入	0	4,000,000	3,000,000	7,000,000	7,000,000
	補助活動収入	0	4,000,000	3,000,000	7,000,000	7,000,000
	受託事業収入	0	0	0	0	0
	雑収入	0	0	0	0	0
教育活動収入	私学退職金団体交付金収入	0	0	0	0	0
	教育活動収入計	1,000,000	172,385,000	95,836,000	268,221,000	269,221,000
人件費	人件費	11,852,000	120,849,000	89,580,000	210,429,000	222,281,000
	教員人件費	0	74,958,000	65,955,000	140,913,000	140,913,000
	職員人件費	2,228,000	45,891,000	23,625,000	69,516,000	74,168,000
	役員報酬	9,624,000	0	0	0	7,200,000
	退職金	0	0	0	0	0

	教育研究経費	0	63,240,000	32,480,000	95,720,000	95,720,000
	消耗品費	0	1,400,000	1,600,000	3,000,000	3,000,000
	光熱水費	0	5,000,000	3,000,000	8,000,000	8,000,000
	旅費学費	0	500,000	600,000	1,100,000	1,100,000
	奨学費	0	17,000,000	11,000,000	28,000,000	28,000,000
	車輌燃料費	0	10,000	10,000	20,000	20,000
	福利費	0	1,300,000	1,000,000	2,300,000	2,300,000
	通信運搬費	0	300,000	400,000	700,000	700,000
	印刷製本費	0	600,000	600,000	1,200,000	1,200,000
	出版物費	0	1,000,000	1,200,000	2,200,000	2,200,000
	修繕費	0	50,000	50,000	100,000	100,000
	損傷料	0	600,000	400,000	1,000,000	1,000,000
	賃借料	0	80,000	20,000	100,000	100,000
	公租公課	0	0	0	0	0
	諸会費	0	400,000	600,000	1,000,000	1,000,000
	報酬委託手数料	0	8,000,000	7,000,000	15,000,000	15,000,000
	減価償却額	0	27,000,000	5,000,000	32,000,000	32,000,000
	管理経費	36,472,000	21,463,000	15,615,000	37,078,000	73,550,000
	消耗品費	160,000	720,000	720,000	1,440,000	1,600,000
	光熱水費	480,000	2,250,000	2,070,000	4,320,000	4,800,000
	旅費交通費	100,000	540,000	360,000	900,000	1,000,000
	車輌燃料費	50,000	225,000	225,000	450,000	500,000
	福利費	50,000	225,000	225,000	450,000	500,000
	通信運搬費	230,000	1,080,000	990,000	2,070,000	2,300,000
	印刷製本費	0	315,000	315,000	630,000	630,000
	出版物費	0	90,000	80,000	170,000	170,000
	修繕費	200,000	900,000	900,000	1,800,000	2,000,000
	損害保険料	60,000	270,000	270,000	540,000	600,000
	賃借料	162,000	738,000	720,000	1,458,000	1,620,000
	公租公課	500,000	0	0	0	500,000
	広報費	0	7,000,000	7,000,000	14,000,000	14,000,000
	諸会費	150,000	810,000	540,000	1,350,000	1,500,000
	会議費	0	0	0	0	0
	涉外費	130,000	0	0	0	130,000
	報酬委託手数料	32,200,000	0	0	0	32,200,000
	補助活動収入原価	2,000,000	0	0	0	2,000,000
	減価償却額		6,300,000	1,200,000	7,500,000	7,500,000
	微収不能額等	0	0	0	0	0
	教育活動支出計	48,324,000	205,552,000	137,675,000	343,227,000	391,551,000
	教育活動收支差額	-47,324,000	-33,167,000	-41,839,000	-75,006,000	-122,330,000

教育活動外収入	受取利息・配当金	0	0	0	0	0
	その他の受取利息・配当金	0	0	0	0	0
	その他の教育活動外収入	0	0	0	0	0
	教育活動外収入計	0	0	0	0	0
教育活動外支出	借入金等利息	0	0	0	0	0
	借入金利息	0	0	0	0	0
	その他の教育活動外支出	0	0	0	0	0
	教育活動外支出計	0	0	0	0	0
	教育活動外収支差額	0	0	0	0	0
	経常収支差額	-47,324,000	-33,167,000	-41,839,000	-75,006,000	-122,330,000
特別収入	資産売却差額	0	0	0	0	0
	その他の特別収入(短大承継資産)	1,778,837,439	0	0	0	1,778,837,439
	特別収入計	1,778,837,439	0	0	0	1,778,837,439
特別支出	資産処分差額	0	0	0	0	0
	その他の特別支出(短大承継負債)	131,931,618	0	0	0	131,931,618
	特別支出計	131,931,618	0	0	0	131,931,618
	特別収支差額	1,646,905,821	0	0	0	1,646,905,821
	〔予備費〕	0	0	0	0	0
	基本金組入前当年度収支差額	1,599,581,821	-33,167,000	-41,839,000	-75,006,000	1,524,575,821
	基本金組入額合計	0	2,608,909,290	211,654,612	2,820,563,902	2,820,563,902
	当年度収支差額	1,599,581,821	-2,642,076,290	-253,493,612	-2,895,569,902	-1,295,988,081
	前年度繰越収支差額	0	0	0	0	0
	基本金取崩額	0	0	0	0	0
	翌年度繰越収支差額	1,599,581,821	-2,642,076,290	-253,493,612	-2,895,569,902	-1,295,988,081

(参考)

事業活動収入計	1,779,837,439	172,385,000	95,836,000	268,221,000	2,048,058,439
事業活動支出計	180,255,618	205,552,000	137,675,000	343,227,000	523,482,618

(注)

- 1 各表の「科目」の項については、それぞれ学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の資金収支計算書（同基準第一号様式）及び事業活動収支計算書（同基準第五号様式）の科目に準じて記入すること。
- 2 各表の「部門」の欄については、学校法人会計基準第13条第1項に基づき区分すること（3～5の場合を除き、学部等に区分することを要しない。）。
- 3 大学の学部、短期大学の学科又は高等専門学校の学科を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部（学科）及び新設学部（学科）に区分して記入すること。
- 4 大学の学部の学科を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部（新設学科の属する学部を除く。）、新設学科の属する学科に区分して記入すること。
- 5 大学院又は大学院の研究科（以下「新設大学院等」という。）を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部（新設大学院等の基礎となる学部（学科を基礎とする場合は、その学科の属する学部）を除く。）、新設大学院等の基礎となる学部（学科を基礎とする場合は、その学科の属する学部）及び新設大学院等に区分して記入すること。
- 6 どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出については、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配分すること。

収支予算書

(一) 資金収支予算書

令和7年4月1日から
平成8年3月31日まで

収入の部

(単位 円)

科目	部門	学校法人	信州豊南短期大学			総額
			言語コミュニケーション学科	幼児教育学科	計	
学生生徒等納付金収入		0	203,466,000	134,834,000	338,300,000	338,300,000
授業料収入		0	143,746,000	92,355,000	236,101,000	236,101,000
入学金収入		0	20,000,000	12,000,000	32,000,000	32,000,000
実習料収入		0	0	4,960,000	4,960,000	4,960,000
施設設備資金収入		0	39,720,000	25,519,000	65,239,000	65,239,000
冷暖房収入		0	0	0	0	0
施設維持収入		0	0	0	0	0
施設拡充資金		0	0	0	0	0
手数料収入		0	3,400,000	2,000,000	5,400,000	5,400,000
入学検定料収入		0	3,400,000	2,000,000	5,400,000	5,400,000
証明手数料収入		0	0	0	0	0
その他の手数料収入		0	0	0	0	0
寄付金収入		750,000	0	0	0	750,000
補助金収入		0	20,050,000	10,050,000	30,100,000	30,100,000
国庫補助金収入		0	20,000,000	10,000,000	30,000,000	30,000,000
長野県補助金収入		0	50,000	50,000	100,000	100,000
辰野町補助金収入		0	0	0	0	0
資産売却収入		0	0	0	0	0
付随事業・収益事業収入		0	3,000,000	2,000,000	5,000,000	5,000,000
補助活動収入		0	3,000,000	2,000,000	5,000,000	5,000,000
受託事業収入		0	0	0	0	0
受取利息・配当金収入		0	0	0	0	0
その他の受取利息・配当金収入		0	0	0	0	0

雑収入	0	0	0	0	0	0
私学退職金団体交付金収入	0	0	0	0	0	0
借入金等収入	0	0	0	0	0	0
長期借入金収入	0	0	0	0	0	0
計	750,000	229,916,000	148,884,000	378,800,000	379,550,000	
前受金収入	0	20,000,000	14,000,000	34,000,000	34,000,000	
入学金 前受金 収入	0	20,000,000	14,000,000	34,000,000	34,000,000	
施設設備資金前受金収入	0	0	0	0	0	
その他の収入	0	0	0	0	0	0
退職給与引当特定資産取崩収入	0	0	0	0	0	0
減価償却引当特定資産取崩収入	0	0	0	0	0	0
前期末未収入金 収入	0	0	0	0	0	0
貸付金回収 収入	0	0	0	0	0	0
旅行費等預り金 収入	0	0	0	0	0	0
預り金 収入	0	0	0	0	0	0
立替金回収 収入	0	0	0	0	0	0
資金収入調整勘定	-34,000,000	0	0	0	0	-34,000,000
期末 未収入金	0	0	0	0	0	0
前期末 前受金	-34,000,000	0	0	0	0	-34,000,000
前年度繰越支払資金	-50,324,000	277,397,966	-108,081,000	169,316,966	118,992,966	
収入の部 合 計	-83,574,000	527,313,966	54,803,000	582,116,966	498,542,966	

支 出 の 部

(単位 円)

科目	部門	学校法人	信州豊南短期大学			総額
			言語コミュニケーション学科	幼児教育学科	計	
人件費支出		11,852,000	120,849,000	89,580,000	210,429,000	222,281,000
教員人件費支出		0	74,958,000	65,955,000	140,913,000	140,913,000
職員人件費支出		2,228,000	45,891,000	23,625,000	69,516,000	74,168,000
役員報酬支出		9,624,000	0	0	0	7,200,000
退職金支出		0	0	0	0	0
教育研究経費支出		0	36,240,000	27,480,000	63,720,000	63,720,000
消耗品費支出		0	1,400,000	1,600,000	3,000,000	3,000,000
光熱水費支出		0	5,000,000	3,000,000	8,000,000	8,000,000
旅費交通費支出		0	500,000	600,000	1,100,000	1,100,000
奨学費支出		0	17,000,000	11,000,000	28,000,000	28,000,000
車輌燃料費支出		0	10,000	10,000	20,000	20,000
福利費支出		0	1,300,000	1,000,000	2,300,000	2,300,000
通信運搬費支出		0	300,000	400,000	700,000	700,000
印刷製本費支出		0	600,000	600,000	1,200,000	1,200,000
出版物費支出		0	1,000,000	1,200,000	2,200,000	2,200,000
修繕費支出		0	50,000	50,000	100,000	100,000
損害保険料支出		0	600,000	400,000	1,000,000	1,000,000
賃借料支出		0	80,000	20,000	100,000	100,000
公租公課支出		0	0	0	0	0
諸会費支出		0	400,000	600,000	1,000,000	1,000,000
報酬委託手数料支出		0	8,000,000	7,000,000	15,000,000	15,000,000
管理経費支出		37,472,000	15,163,000	14,415,000	29,578,000	67,050,000
消耗品費支出		160,000	720,000	720,000	1,440,000	1,600,000
光熱水費支出		480,000	2,250,000	2,070,000	4,320,000	4,800,000
旅費交通費支出		100,000	540,000	360,000	900,000	1,000,000
車輌燃料費支出		50,000	225,000	225,000	450,000	500,000
福利費支出		50,000	225,000	225,000	450,000	500,000
通信運搬費支出		230,000	1,080,000	990,000	2,070,000	2,300,000
印刷製本費支出		0	315,000	315,000	630,000	630,000
出版物費支出		0	90,000	80,000	170,000	170,000
修繕費支出		200,000	900,000	900,000	1,800,000	2,000,000
損害保険料支出		60,000	270,000	270,000	540,000	600,000
賃借料支出		162,000	738,000	720,000	1,458,000	1,620,000
公租公課支出		500,000	0	0	0	500,000
広報費支出		0	7,000,000	7,000,000	14,000,000	14,000,000
諸会費支出		150,000	810,000	540,000	1,350,000	1,500,000
会議費支出		0	0	0	0	0
涉外費支出		130,000	0	0	0	130,000
報酬委託手数料支出		33,200,000	0	0	0	33,200,000
補助活動仕入支出		2,000,000	0	0	0	2,000,000

借入金等利息支出 借入金利息支出	0	0	0	0	0
借入金等返済支出 借入金返済支出	0	0	0	0	0
施設関係支出 建物支出	2,000,000 2,000,000	0 0	0 0	0 0	2,000,000 2,000,000
設備関係支出 教育研究用機器備品支出	1,000,000 0	1,500,000 500,000	1,500,000 500,000	3,000,000 1,000,000	4,000,000 1,000,000
管理用機器備品支出 図書支出	1,000,000 0	1,000,000	1,000,000	0 2,000,000	1,000,000 2,000,000
計	52,324,000	173,752,000	132,975,000	306,727,000	359,051,000
資産運用支出 退職給与引当特定資産繰入支出	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
減価償却引当特定資産繰入支出	0	0	0	0	0
その他の支出 長期貸付金支払支出	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
前期末未払金支払支出	0	0	0	0	0
旅行費等預り金支出	0	0	0	0	0
預り金支出	0	0	0	0	0
前払金支払支出	0	0	0	0	0
立替金支払支出	0	0	0	0	0
仮払金支払支出	0	0	0	0	0
資金支出調整勘定 期末未払金	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0
前期末 前払金	0	0	0	0	0
翌年度繰越支払資金	-101,898,000	333,561,966	-92,172,000	241,389,966	139,491,966
支出の部 合計	-49,574,000	507,313,966	40,803,000	548,116,966	498,542,966

(二) 事業活動収支予算書

令和7年4月1日から

令和8年3月31日まで

(単位 円)

科目	部門	学校法人	信州豊南短期大学			総額
			言語コミュニケーション学科	幼児教育学科	計	
収入	学生生徒等納付金	750,000	203,466,000	134,834,000	338,300,000	338,300,000
	授業料		143,746,000	92,355,000	236,101,000	236,101,000
	入学金		20,000,000	12,000,000	32,000,000	32,000,000
	実習料		0	4,960,000	4,960,000	4,960,000
	施設設備資金		39,720,000	25,519,000	65,239,000	65,239,000
	冷暖房		0	0	0	0
	施設維持		0	0	0	0
	施設拡充資金		0	0	0	0
	手数料		3,400,000	2,000,000	5,400,000	5,400,000
	入学検定料		3,400,000	2,000,000	5,400,000	5,400,000
	証明手数料		0	0	0	0
	その他の手数料		0	0	0	0
	寄付金		20,050,000	10,050,000	30,100,000	30,100,000
	経常費等補助金		20,000,000	10,000,000	30,000,000	30,000,000
	国庫補助金		50,000	50,000	100,000	100,000
	長野県補助金		0	0	0	0
	辰野町補助金		0	0	0	0
	付随事業収入		3,000,000	2,000,000	5,000,000	5,000,000
	補助活動収入		3,000,000	2,000,000	5,000,000	5,000,000
	受託事業収入		0	0	0	0
	雑収入		0	0	0	0
	私学退職金団体交付金収入		0	0	0	0
	教育活動収入計		229,916,000	148,884,000	378,800,000	379,550,000
人件費	人件費	11,852,000	120,849,000	89,580,000	210,429,000	222,281,000
	教員人件費	0	74,958,000	65,955,000	140,913,000	140,913,000
	職員人件費	2,228,000	45,891,000	23,625,000	69,516,000	74,168,000
	役員報酬	9,624,000	0	0	0	7,200,000
	退職金	0	0	0	0	0

	教育研究経費	0	63,240,000	32,480,000	95,720,000	95,720,000
	消耗品費	0	1,400,000	1,600,000	3,000,000	3,000,000
	光熱水費	0	5,000,000	3,000,000	8,000,000	8,000,000
	旅費学費	0	500,000	600,000	1,100,000	1,100,000
	奨車輌燃料費	0	17,000,000	11,000,000	28,000,000	28,000,000
	福利費	0	10,000	10,000	20,000	20,000
	通信運搬費	0	1,300,000	1,000,000	2,300,000	2,300,000
	印刷製本費	0	300,000	400,000	700,000	700,000
	出版物費	0	600,000	600,000	1,200,000	1,200,000
	修繕費	0	1,000,000	1,200,000	2,200,000	2,200,000
	損傷賃借料	0	50,000	50,000	100,000	100,000
	害保険料	0	600,000	400,000	1,000,000	1,000,000
	公会費	0	80,000	20,000	100,000	100,000
	諸会費	0	0	0	0	0
	報酬委託手数料	0	400,000	600,000	1,000,000	1,000,000
	減価償却額	0	8,000,000	7,000,000	15,000,000	15,000,000
	管理経費	37,472,000	21,463,000	15,615,000	37,078,000	74,550,000
	消耗品費	160,000	720,000	720,000	1,440,000	1,600,000
	光熱水費	480,000	2,250,000	2,070,000	4,320,000	4,800,000
	旅費交通費	100,000	540,000	360,000	900,000	1,000,000
	車輌燃料費	50,000	225,000	225,000	450,000	500,000
	福利費	50,000	225,000	225,000	450,000	500,000
	通信運搬費	230,000	1,080,000	990,000	2,070,000	2,300,000
	印刷製本費	0	315,000	315,000	630,000	630,000
	出版物費	0	90,000	80,000	170,000	170,000
	修繕費	200,000	900,000	900,000	1,800,000	2,000,000
	損害保険料	60,000	270,000	270,000	540,000	600,000
	賃借料	162,000	738,000	720,000	1,458,000	1,620,000
	公租公課	500,000	0	0	0	500,000
	広報費	0	7,000,000	7,000,000	14,000,000	14,000,000
	諸会費	150,000	810,000	540,000	1,350,000	1,500,000
	会議費	0	0	0	0	0
	涉外費	130,000	0	0	0	130,000
	報酬委託手数料	33,200,000	0	0	0	33,200,000
	補助活動収入原価	2,000,000	0	0	0	2,000,000
	減価償却額		6,300,000	1,200,000	7,500,000	7,500,000
	微収不能額等	0	0	0	0	0
	教育活動支出計	49,324,000	205,552,000	137,675,000	343,227,000	392,551,000
	教育活動收支差額	-48,574,000	24,364,000	11,209,000	35,573,000	-13,001,000

教育活動外収入	受取利息・配当金	0	0	0	0	0
	その他の受取利息・配当金	0	0	0	0	0
	その他の教育活動外収入	0	0	0	0	0
	教育活動外収入計	0	0	0	0	0
教育活動外支出	借入金等利息	0	0	0	0	0
	借入金利息	0	0	0	0	0
	その他の教育活動外支出	0	0	0	0	0
	教育活動外支出計	0	0	0	0	0
	教育活動外収支差額	0	0	0	0	0
	経常収支差額	-48,574,000	24,364,000	11,209,000	35,573,000	-13,001,000
特別収支	資産売却差額	0	0	0	0	0
	その他の特別収入(短大承継資産)	0	0	0	0	0
	特別収入計	0	0	0	0	0
	資産処分差額	0	0	0	0	0
	その他の特別支出(短大承継負債)	0	0	0	0	0
	特別支出計	0	0	0	0	0
	特別収支差額	0	0	0	0	0
	〔予備費〕	0	0	0	0	0
	基本金組入前当年度収支差額	-48,574,000	24,364,000	11,209,000	35,573,000	-13,001,000
	基本金組入額合計	0	0	0	0	0
	当年度収支差額	-48,574,000	24,364,000	11,209,000	35,573,000	-13,001,000
	前年度繰越収支差額	1,599,581,821	-2,642,076,290	-253,493,612	-2,895,569,902	-1,295,988,081
	基本金取崩額	0	0	0	0	0
	翌年度繰越収支差額	1,551,007,821	-2,617,712,290	-242,284,612	-2,859,996,902	-1,308,989,081

(参考)

事業活動収入計	750,000	229,916,000	148,884,000	378,800,000	379,550,000
事業活動支出計	49,324,000	205,552,000	137,675,000	343,227,000	392,551,000

(注)

- 1 各表の「科目」の項については、それぞれ学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）の資金収支計算書（同基準第一号様式）及び事業活動収支計算書（同基準第五号様式）の科目に準じて記入すること。
- 2 各表の「部門」の欄については、学校法人会計基準第13条第1項に基づき区分すること（3～5の場合を除き、学部等に区分することを要しない。）。
- 3 大学の学部、短期大学の学科又は高等専門学校の学科を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部（学科）及び新設学部（学科）に区分して記入すること。
- 4 大学の学部の学科を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部（新設学科の属する学部を除く。）、新設学科の属する学科に区分して記入すること。
- 5 大学院又は大学院の研究科（以下「新設大学院等」という。）を設置する場合には、当該学校に係る部門については既設学部（新設大学院等の基礎となる学部（学科を基礎とする場合は、その学科の属する学部）を除く。）、新設大学院等の基礎となる学部（学科を基礎とする場合は、その学科の属する学部）及び新設大学院等に区分して記入すること。
- 6 どの部門の収入又は支出であるか明らかでない収入又は支出については、教員数又は在学者数の比率等を勘案して、合理的に各部門に配分すること。

様式第10号その1(第12条関係)

資金収支予算決算総括表

(収入の部)

(単位 千円)

年 度 科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 開設年度の前年度	令和6年度 開 設 年 度		令和7年度 完 成 年 度	
	該当なし	該当なし	該当なし	信州豊南短期大学	法人全体	信州豊南短期大学	法人全体
学生生徒納付金収入				237,221	237,221	338,300	338,300
手数料収入				3,900	3,900	5,400	5,400
寄付金収入				0	1,000	0	750
補助金収入				20,100	20,100	30,100	30,100
資産売却収入							
付随事業・収益事業収入				7,000	7,000	5,000	5,000
受取利息・配当金収入							
雑収入							
借入金等収入							
前受金収入				34,000	34,000	34,000	34,000
その他の収入							
資金収入調整勘定				0	-32,000	0	-34,000
前年度繰越支払資金				207,823	207,823	169,317	118,993
収入の部合計				510,044	479,044	582,117	498,543

(支出の部)

(単位 千円)

年 度 科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度 開設年度の前年度	令和6年度 開 設 年 度		令和7年度 完 成 年 度	
	該当なし	該当なし	該当なし	信州豊南短期大学	法人全体	信州豊南短期大学	法人全体
人件費支出				210,429	222,281	210,429	222,281
教育研究経費支出				63,720	63,720	63,720	63,720
管理経費支出				29,578	66,050	29,578	67,050
借入金等利息支出							
借入金等返済支出							
施設関係支出				0	2,000	0	2,000
設備関係支出				3,000	4,000	3,000	4,000
資産運用支出							
その他の支出				0	2,000		
〔 予備費 〕							
資金支出調整勘定							
翌年度繰越支払資金				169,317	118,993	241,390	139,492
支出の部合計				476,044	479,044	548,117	498,543

(注)

- 1 開設年度の前々年度及び開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から完成年度まで記入すること。
- 2 開設年度以後については、「新設校分」と「法人全体」とに区分し、「新設校分」には、申請に係る大学、学部等に係る収支について記入すること。

事 業 活 動 収 支 予 算 決 算 総 括 表

(単位 千円)

科 目	年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 開設年度の前年度	令和6年度 開設 年 度	令和7年度 完 成 年 度		
		該当なし	該当なし	該当なし	信州豊南短期大学	法人全体	信州豊南短期大学	法人全体
教育活動収支	学生生徒等納付金				237,221	237,221	338,300	338,300
	手数料				3,900	3,900	5,400	5,400
	寄付金				0	1,000	0	750
	経常費等補助金				20,100	20,100	30,100	30,100
	付随事業収入				7,000	7,000	5,000	5,000
	雑収入				0	0	0	0
	教育活動収入 計				268,221	269,221	378,800	379,550
	人件費				210,429	222,281	210,429	222,281
	教育研究経費				95,720	95,720	95,720	95,720
	管理経費				37,078	73,550	37,078	74,550
教育活動外収支	徴収不能額等				0	0	0	0
	教育活動支出 計				343,227	391,551	343,227	392,551
	教育活動収支差額				-75,006	-122,330	35,573	-13,001
	受取利息・配当金							
	その他の教育活動外収入							
教育活動外収支	教育活動外収入 計							
	借入金等利息							
	その他の教育活動外支出							
	教育活動外支出 計							
	教育活動外収支差額				-75,006	-122,330	35,573	-13,001
特別収支	経常収支差額							
	資産売却差額							
	その他の特別収入				0	1,778,837		
	特別収入 計					1,778,837		
	資産処分差額							
特別収支	その他の特別支出				0	131,932		
	特別支出 計					131,932		
	特別収支差額					1,646,906		
〔 予備費 〕								
基本金組入前当年度収支差額				-75,006	1,524,576	35,573	-13,001	
基本金組入額合計				2,820,564	2,820,564			
当年度収支差額				-2,895,570	-1,295,988	35,573	-13,001	
前年度繰越収支差額				0	0	-2,895,570	-1,295,988	
基本金取崩額				0	0			
翌年度繰越収支差額				-2,895,570	-1,295,988	-2,859,997	-1,308,989	

(参考)

事業活動収入 計			268,221	2,048,058	378,800	379,550
事業活動支出 計			343,227	523,483	343,227	392,551

(注)

- 1 開設年度の初日の属する年の三年前の年の四月一日の属する年度から完成年度まで記入すること。
- 2 開設年度以降については、「新設校分」及び「法人全体」とに区分し、「新設校分」には、申請に係る大学、学部等に係る収支について記入すること。